

事例3 (架空請求・ワンクリック詐欺)

身に覚えのない高額請求のメールが来た。

画面をクリックしただけで、料金を請求された。

生徒指導上の対応

 あわてないで対応することが大切

困ったときは、一人で悩まないで
相談することを伝えておく

- ・あわててお金を支払わない。
- ・請求者に問い合わせの電話をしたり、メールを送ったりしない。
(自分の情報が相手に伝わり不正請求が続くこともある。)

必要に応じて…

全体への指導

・学級活動、学年集会、全校集会 ・文書配布 等

ポイント

被害にあう前に、事前に対応策を教えることが大切。

- ・あわててお金を払ったりしない！問い合わせの電話やメールもしない！無視すること。
- ・困ったときは、一人で悩まないで、保護者や学校に相談する。

リンク

[島根県警察サイバー犯罪対策係](http://www.pref.shimane.lg.jp/police/hanzai/cyber/)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/police/hanzai/cyber/>

トラブル自体への対応

反応せず、無視すること！

たくさん来れば
メールアドレスの変更も考える

不安な場合やしつこい場合

消費者相談センターへ相談する

- ・島根県消費者相談センター
(0852)32-5916 8:30-17:00 土曜休み
- ・島根県消費者センター石見地区相談室
(0856)23-3657 8:30-17:00 土日休み
- ・松江市消費・生活相談室
(0852)55-5148 9:00-16:00 土日休み